

高校におけるレスリング部事故につき

国家賠償法一条の適用が肯定された事例

— (那覇地裁沖縄支部平成元年五月二五日、判例集未登載) —

山 吉 剛

〔事件の概要〕

原告X¹は昭和五八年当時、県立石川高校二年生(一六才)で、同校のレスリング部に所属していたものであり、原告X²はその父親、同X³はその母親である。被告Y・沖縄県は石川高校の設置者であり、A教諭は同校の保健体育担当教諭で前記レスリング部の顧問として同部の指導に当たっていた者、Bは数学担当教諭で、同校男子バレー部の監督をつとめていた者である。

原告X¹は、昭和五八年四月一八日、石川高校二階の武道場において、レスリング部の練習の一環としてB教諭とレスリングのスパarring(試合形式の練習)をしていた最中に頭部を強打し、第二頸椎骨折、頸髓損傷による四肢麻痺の傷害を負った。

本件事故にいたる経緯は次のとおりである。

(一) 「A教諭は、大学時代には柔道を専攻し、レスリングの経験はなかったが、沖縄県立読谷高等学校に在職していた

高校におけるレスリング部事故につき国家賠償法一条の適用が肯定された事例

昭和五二年三月ごろから、レスリング部の顧問となり、昭和五五、六年ごろに約数日ないし一週間にわたってレスリングの指導者講習を受講するなどしてレスリングの知識と技術を習得し、昭和五七年四月ごろ、石川高校に赴任して間もなくレスリング同好会（昭和五八年に部に昇格。）を創設した。原告X₁は、昭和五七年五月ごろ、A教諭の勧誘により、右同好会に入部して初めてレスリングをするようになったが、熱心に練習に打ち込み、二回にわたり、県内の大会でベストフォーに入賞した。同好会として発足した当時の部員は、原告X₁を除いてその後ほとんどなくやめたので、スパリーング等の際は、原告X₁より二〇キロ以上も体重のあるA教諭が練習相手（スパリーング・パートナー）となっていた。その後昭和五八年四月ごろ、一年生の新入部員が二人入ったが、部員同志だけでのスパリーングは禁止されていた。当時、レスリング部の部活動は、日曜日を除くほぼ毎日、約二時間ないし二時間半にわたって主に石川高校体育館二階の武道場で行われ、ランニング、柔軟体操、ブリッジ（仰向けに寝てそりかえり、頭と足だけで体を支えて頸部を鍛える運動）、スパリーング、ウェイトトレーニング、技の練習がその主な内容であった。

なお、レスリングには、下半身にふれることが禁止されているグレコローマンスタイルと、反則技以外は全身のどこでも攻防に用いることができるフリースタイルの二種類があるが、石川高校で行われていたのは後者であった。」

(二) 「昭和五八年四月一八日、原告X₁は、午後二時五〇分から午後三時四〇分まで六校時のレスリングの授業に出席した。同授業はA教諭が担当して約四〇人ほどの男子生徒が出席して行われ、原告X₁は、A教諭と二人で柔軟体操、ブリッジ、タックル（相手の足をとって倒す技）のかけ方、スパリーングの模範演技を行い、またA教諭の指示で、参加した生徒全員に、一人二回ずつ位の割合で、約二〇分にわたってタックルをかけた。」

(三) 「当日は、一年生の部員は旅行に参加して不在だったので、原告Xは、午後四時半から五時ころから体育館二階の武道場で一人で部活動を始め、ランニング、柔軟体操、ウエイトトレーニングを行い、午後五時すぎころからA教諭も加わってブリッジ、スパージング、技の練習をした。スパージングは、一ラウンド三分で五ラウンドほど行い、最後のスパージングでは、原告Xは、A教諭をフォール（両肩をマットにつけること）した。」

(四) 「部活動は、六時半ころ終り、A教諭は体育館一階にある体育教官室に引き上げ、居合わせたB教諭に原告Xにフォーカスされたことを話した。B教諭は、レスリングを練習した経験も指導した経験も全くなかったが、テレビやビデオを見て自分にでもできそうだと思って興味を持っていたので、この話をきいて自分が原告Xの練習相手になろうと申し出た。A教諭は、B教諭がレスリングについて全く経験がないことを知っていたので少しためらったものの、申し出に応じることとし、二階にいた原告Xに「B先生と一緒に練習をしてくれるから一緒にやりなさい。」と声をかけた。原告Xは、帰るしたくをしており、B教諭がレスリングに関して全く経験のない初心者であることを知っていたが、既にB教諭が二階に上がって来るところだったので、黙ってこれに応じることとした。なお、B教諭は、当時身長一六一センチ、体重六三、四キロ程度であったのに対し、原告Xは、身長一五八センチ、体重五七、八キロ程度であった。」

(五) 「原告XとB教諭は、準備運動も行わず、原告Xのアラーム付き腕時計で時間を二分間に設定してスパージングを開始した。当初、原告Xは通常の練習時と同様に三分間に設定しようとしたが、B教諭の申し入れて二分間としたも

のであった。この時のB教諭の服装は、短パンをはき、裸足で、上半身は裸だった。スパパーリングを開始して間もなく、原告X₁は、中腰で立っている状態のときにB教諭に背後からバックを取られ、後ろから押されるようにして四つん這いの格好になり、B教諭も、そのままの形でマットの上に膝をつき、その状態でマットの上をぐるぐると回った。予定の時間が来てアラームが鳴ったが、勝負がつかないので、そのままスパパーリングを続行し、原告X₁が、B教諭から逃れようとして、右手でB教諭の右肘をつかまえ、右方向に巻き投げ（バックを取られた者がこれを逃れるために相手の体を真横に回転させる技。「巻き込み」ともいう。）を試みた。その瞬間、B教諭が投げられまいとして、背後から強く押したので、原告X₁は頭からマットにつんのめり、鈍いボキッという音がして首から下の感覚がなくなった。A教諭は体育教官室において本件スパパーリングには立ち会っておらず、異変に気づいたB教諭が知らせに来た時には着替えの最中であつた。

なお、本件スパパーリングの状況については、原告X₁の供述とB証言とで内容に一部相違がある。しかし、原告X₁が、本件事故によって頭部を強打していることを考えると、その記憶の正確性には検討を要する点がある反面、B証言にはそのような問題はなく、証人Bがことさらに自己の責任を軽減しようとして虚偽の供述をしているとも認め難い。したがって、右両供述の異なる部分については、B証言に副って認定するのが相当と判断した。他に以上の認定事実を覆すに足りる証拠はない。」

本件事故により、原告X₁が受けた傷害の程度は、原告側準備書面によれば次のとおりである。

(一) 原告X₁は、本件事故により、第二頸椎骨折、頸髓損傷等による四肢麻痺の傷害を負った。

(二) 原告X₁は、右頸髄損傷による呼吸筋麻痺のため、気管切開施行し、昭和五八年四月一八日から同年五月三一日までレスピレーター（人工呼吸器）を使用せざるを得なかった。

(三) 原告X₁は、本件事故による負傷の為、昭和五八年四月一八日から同年九月一五日まで沖繩県立中部病院に入院し、同年九月一六日から昭和五九年十月一七日まで九州労災病院に入院した。

(四) 原告X₁が沖繩県立中部病院を退院し、九州労災病院へ転院する際の症状は、次のとおりであった。

ア、関節の運動性 初診時四肢の自動運動を全く認めなかった。退院時両上肢の筋力は、二〜三キログラム、両

下肢も二〜三キログラム

イ、起立歩行 退院（転院）時歩行不能、又、起立位の保持も不能

ウ、座位 転院時座位可能、但し、保持も短時間で、臥位より自力での座位は不能

エ、握力 昭和五八年八月一八日に右五キログラム、左四・七キログラム

オ、知覚 第五頸髄筋以下に障害が認められた。

カ、介助 日常生活動作の独立性がないため介助を要した。

(五) 原告X₁の症状は固定し、昭和五九年十月一八日九州労災病院を退院したが、右障害の結果、運動機能に麻痺を起し、両下肢は全く動かさず、両上肢もわずかに動く程度である。そして、床上動作、食事、衣服の着脱、入浴等の日常生活全般にわたって介助を必要とし、今後現在以上に運動機能が回復する見込みはない。原告X₁の後遺傷害の等級は一級に該当する（判決の認定でも一級傷害に該当することが認められている）。

このため、原告側は、本件事故が債務不履行又は国家賠償法一条に当たるとして、X₁に対しては、逸失利益など

高校におけるレスリング部事故につき国家賠償法一条の適用が肯定された事例

一億九六九〇万円余、X₂、X₃に対しては慰籍料各四二五万円を支払いを被告冲縄県に求めた。

〔判言〕

X₁に対しては請求額の約三割に当たる六二四六万円余、X₂、X₃に対しては約三割の一六五万円の一部認容。

1 在学契約に基づく被告の安全配慮義務について

「県立高等学校における生徒の在学関係は、私立の高等学校のそれとは異なり、契約ではなく、行政主体たる県の入学許可という行政処分によって生じる公法上の法律関係であると解するのが相当である。してみれば、在学契約の存在を前提とする原告らの主張は、主張自体失当であって、他に安全配慮義務の発生根拠について何らの主張立証がない本件においては、原告らの安全配慮義務の主張は理由がない。」

2 国家賠償法第一条一項違反の責任について

(一) 指導監督義務違反

「国家賠償法一条一項にいう「公権力の行使」には、公立高等学校における教師の教育活動も含まれると解すべきところ、証拠資料並びに弁論の全趣旨を総合すると、被告のレスリング部は、希望する生徒が正規の授業終了後に参加する、いわゆる課外のクラブとして活動していたこと、石川高校においてはこのような課外のクラブ活動も学校の特別教育活動の一環と位置づけられていたこと、A教諭がレスリング部の顧問をつとめていたのも、

このような趣旨に基づくと認められる。してみれば、A教諭がレスリング部の顧問として行う指導監督も、石川高校における教育活動の一環としてされたものであって、被告の「公権力の行使」に当たるといふべきである。そして、本件事故が、このようなA教諭の指導監督に際して発生したものであることは、前記で認定したところにより明らかであるから、右指導監督についてA教諭に過失が認められる場合には、被告は国家賠償法一条一項に基づき損害賠償義務を負わなければならない。」

(二) Bの過失「原告らは、更に、B教諭が原告Xの練習相手をつとめたことも公権力の行使に当たると主張する。しかし、前記で認定したところからすればB教諭には、レスリング部を指導すべき何らの権限も地位もなく、同教諭はレスリングについては全くの未経験者であつて、このことは原告Xも認識していたのであるから、たまたまB教諭が石川高校の教師であつたという一事をもつて、同教諭の右行為が外形的にも被告の「公権力の行使」に当たることになるものではなく、生徒が練習相手をつとめた場合と本質的に変わるところはないといふべきである。したがつて、この点に関する原告らの主張は、その余の点について判断するまでもなく、失当といわざるをえない。」

(三) 被告側の過失「なお、原告らは、被告自身にも、教師を一般的に指導監督すべき注意義務があるのに、これを怠つて本件事故を惹起させた過失があると主張する。しかし、これについては、具体的な主張立証は全くないので、右主張は理由がない。」

(四) Aの過失「そこで、以下、A教諭の過失に絞つて検討する。

① レスリングとはマットの上で相対する二人の競技者が相手を投げたり倒したりして相手をフォールすること

高校におけるレスリング部事故につき国家賠償法一条の適用が肯定された事例

を競う格闘技であつて、相手に対する直接の身体的攻撃を本質とするものであり、特に、フォールを目的とする点から、身体の枢要部である頸部を損傷する危険性が高く、…少し間違えば重大な事故に結びつきかねない危険性を内在させているといふことができる。特に、レスリングが高校生の課外クラブ活動として行われる場合、指導対象である高校生は、身体的にも精神的にも発展途上にある未成年者であつて、事故発生時の危険が成人に比べて一層大きいと考えられるから、それだけに指導担当者としては、レスリング競技のはらむ危険性を十分認識したうえで、事故の発生を防止するために適切な指導監督を行うべき義務があるといわなければならぬ。本件においても、前記…で認定したとおり、原告X₁がはまだレスリング歴一年足らずを有するにすぎず、しかも石川高校のレスリング部の部員は、初心者である一年生の他は原告X₁一人だけで、部活動でのスパリーリングの相手もA教諭しかいなかったことを考えると、県内の大会での入賞歴があるとはいへ、原告X₁のレスリングの競技経験は、一定の限られたものであつたといわなければならぬから、別異に解すべき理由はない。原告X₁がレスリングの熟練者であつたとの被告の主張は認めるに足りない。

特に、スパリーリングは、試合と形式を同じくするものであり、それだけに前記のようなレスリング競技に内在する危険性が現実化するおそれの大きいものであるから、これを適切に行い、練習としての効果をあげるためには、レスリング競技、とりわけこれに内在する危険性に対する正しい理解と、生徒の技術・経験に応じた適切な技術と経験を有する者を相手として選択指名すべきであり、前記…のとおり、石川高校レスリング部で部員同士のみのスパリーリングが禁止されていたのも、このような趣旨に基づくものとみることができぬ。このような知識、技術、経験のない者を高校生の相手として、スパリーリングを行わせても、練習としての効果は薄

くて無意味に等しいばかりでなく、不慮の事故を発生させる危険性が少くない。特に、スパリーリングが興味本位に安易に行われる場合には、なおさらこの危険は大きい。してみれば、指導担当者としては、高校生にスパリーリングを行わせるに際しては、レスリング競技に内在する危険性を十分理解したうえ、相手となるべき者の知識、技術、経験についても十分配慮して、これを選択指名すべきであり、特に興味本位の未経験者を高校生の相手方に指名してスパリーリングを行わせることは絶対に避け、もって事故の発生を未然に防止すべき義務があったといわなければならない。前記：のとおり、A教諭は、B教諭がレスリングについて全くの素人であることを認識しており、かつ、B教諭はA教諭が原告X₁にフォールされたことを聞いてスパリーリングの相手となることを申し出たという経緯からすれば、右申し出は、教育的配慮というより、B教諭個人の興味本位に出たものであったこと及びA教諭もこのことを認識することができたことを推認することができる。してみれば、A教諭としては、B教諭を原告X₁の相手に指名してスパリーリングを行わせる時には、何らかの事故が発生するかもしれないことを予見できたのに（A教諭がB教諭の申し出に対して一瞬躊躇しているところから見れば、現に予見していたとみる余地もある。）これを意に解さず、漫然B教諭とスパリーリングを行うように原告X₁に指示し、もって前記：のとおり本件事故を惹起させたものであるから、この点において、前記の注意義務に違反した過失があるといわなければならない。」

(二) 「なお、原告らは、B教諭の体格が原告X₁に比べて格段に優る点においても、同教諭をスパリーリングの相手に指名したことに過失があると主張する。

しかし、前記：で認定したところからすれば、B教諭は原告X₁を体重で七キロ、身長で三センチ程度上回って

いたにすぎないうえ、前記…の通り、体重差が二〇キロ以上もあるA教諭が普段はスパarringsの相手となっていたことを考えると、原告らの前記主張は採用できない。」

(三) 「また、原告らは、原告X₁が極度の疲労状態にあるのを看過して練習を指示した点でもA教諭に過失があると主張する。

しかし、前記…からすれば、六校時の授業終了から部活動の開始までの間には少なくとも一時間近くの間隔があったことに加えて、…原告X₁が当日A教諭との練習の最後にA教諭をフォールしたこと、B教諭と本件スパarringsを行うに際しても、当初時間を三分間に設定しようとしたことからすれば、原告X₁が原告らの主張するような極度の疲労状態にあったとはただちに認定できない。…してみれば、原告らの右主張も採用の限りではない。」

(四) 「更に、原告らは、A教諭には本件スパarringsへの立合いを怠った過失があるとも主張する。

先に述べたようなレスリング競技に内在する危険性に加えて、前記…のとおり、石川高校のレスリング部はA論のインシアティブで設立されたもので、部員も一年生の他には原告X₁一人だけであったという同部の活動実態に照らせば、A教諭には、スパarrings形式の練習を行わせるに際しては必ずこれに立ち会い、もって事故の発生を未然に防止すべき注意義務があったといふべきである。

…しかし、証人C「県レスリング協会理事長」は、本件でB教諭が巻き投げをかけられまいとしてとった防衛行為そのものは、いわゆる禁じ手ではなく、特に危険なものでもなかったと証言しているところ、これを覆すに足りる証拠はなく、したがってA教諭が仮に立ち会っていたとしても、B教諭が右防衛行為をとった時点で直ちに危険性を予測して、これを制止することが期待できたとはただちには認め難い。加えて前記…で認定したとこ

ろからすれば、本件事故は一瞬の出来事であって、たとえA教諭が立ち会っていても事故の発生を防止できたとはいまだ認め難い。してみれば、A教諭が立ち会いを怠ったことと本件事故の発生との間に因果関係があるかについては多分に疑問の余地があり、いまだこれを認めることはできない。したがって、結局、原告らの前記主張も理由がない。」

(四) 「以上のとおりであって、A教諭には、レスリング競技について全くの初心者で興味本位に相手となることを申し出たB教諭を原告X₁の相手に指名して本件スパarringを行わせ、本件事故を惹起させた過失があり、これは、前記：のとおり被告の地方公務員が公権力の行使に際して生じさせたものといふべきであるから、被告にはこれによって原告らに生じた損害を賠償すべき義務がある。」

3 過失相殺について

「原告X₁は、B教諭がレスリングに関して初心者であることを知らながらスパarringに応じ、既に当日の練習を終えて帰り支度をしていて、一旦体が弛緩した状態であったと推認されるのに、準備運動もしないままスパarringを開始したうえ、当初予定した時間が経過した後も、中止を求めることもなく、そのままスパarringを続行したものであって、前記：のとおり、B教諭の防衛行為自体が危険なものであったとは認められないこと等をも考慮すると、原告X₁にもいささか安易に本件スパarringに臨んだ過失があるといわねばならず、このような原告X₁の態度もあいまって本件事故が発生したものであるといふことができる。そして、原告X₁の方がレスリングに関しては経験者であったこと、その他本件事故の発生に至る経緯等に照らすと、右過失が本件事故に寄与した割

高校におけるレスリング部事故につき国家賠償法一条の適用が肯定された事例

合は四割と認めるのが相当である。」

〔研究〕

一 本件は、県立石川高校レスリング部における学校事故事件である。

地元紙は「学校の安全管理に落ち度」「県に六五七六万円の支払い命ず」「生徒の過失も認定」と大きく報じた（『琉球新報』一九八九年五月二五日）。沖繩では、これまでも学校事故裁判があったが、事故原因、被害の態様、賠償額の大きさの点で極だっているといえよう。その後、判例集に連載されることを期待していたが、載った様子が無い。小論では、本判決の紹介を兼ねて問題点を指摘してみたい。

二 学校事故判例を総体としてとりあげ、類型化し、問題点を整理したものととして、伊藤進・織田博子『解説学校事故』（判例評論）連載後、一九九二年単行本化）がある。この類型に従えば、本件は体育課外クラブ活動練習中の事故に入ることになる。

学校事故を考える際、まず念頭に置かなければならない点として教育条件整備義務に比例して、すなわち条件整備の進んでいる場合は過失も広く考え、逆の場合は狭く考えるべきとするのが通説である。本件の場合、ほとんどマン・ツー・マンの状態で指導を受けていたわけだから条件整備面では問題はなかったといえよう。本件で特異なのは、練習（スパリーング）の相手を勤めたのが、レスリングに全く無知な教員（テレビやビデオを見て自分でもできそうだと思っ

たという点にある。

三 債務不履行責任について

在学関係を法的にどう把握するかについて、教育法学の通説では、特殊法上の特殊契約とする。設置者の如何を問わず、在学する子どもと設置者の関係を対等平等な契約関係と見なし、そこから派生する子どもの権利の「内容として」「安全に教育を受ける権利」を認める。

しかし、国公立学校の場合、一般行政法的に判旨1のような「同意を要する行政行為」と観念される傾向がまだ強い（法的根拠はないのだが）。しかし、私立 \parallel 在学契約、国公立 \parallel 行政行為という峻別論はいかにも実体にそぐわない。この矛盾を解決するために特殊契約論が登場してきたのは訳がある。今時は「教育私法論」も唱えられるに至っており、後戻りは許されない。ただし、在学契約 \parallel 債務不履行説には不都合な点も残されていることは提唱者自身も自認しており、今後の課題といえよう。筆者は特殊契約説の立場を支持したい。

こうした事情を考えると、Bにより大きな過失か認定されて当然だと思われる。しかし原告代理人（照屋寛徳）は判旨にあるように、Bの過失を攻撃しなかった。そのため過失相殺四割という低額の認容となった。A、B合わせて過失が認定されていれば、過失相殺0ないし二割程度にとどまったのではなからうか。

おしまれる点である。

事実X₁はBの方にむしろ不誠実を感じている（本人尋問調書）。Bの過失を問わないのはX₁、X₂、X₃の被害者感情にも反している（三名の尋問調書）。

日本教育法学会に学校事故特別委員会が設置されて以来、学校事故関係文献は多数を数える。特に学校事故研究会

編『学校事故全書Ⅰ、Ⅱ』（総合労働研究所、一九七七年）伊藤進『学校事故の法律問題』（三省堂、一九八五年）、伊藤進・織田広子『学校事故の構造と法理』（三省堂）、雑誌としては尾山宏『学校事故の法律問題』、『季刊教育法』一号、一九七一年 秋号、兼子仁『学校事故救済の立法論—学校災害補償法および学校災害賠償法の提案』、『日本教育法学年報』七（一九七八年）号など多数を数える。『日本教育法学会』レベルでは、事故に伴う教員の過失責任を否定、無過失責任でも賠償をすべし、また事故の多くは教育行政の条件整備義務（教基法一〇条二項）によっており、伊藤・織田（『学校事故賠償責任の判例法理』『判時一二五三判時一四八一号』、によれば現行学校制度が内包する構造的なものと位置づけた。いずれも妥当な結論である。

ところで「スポーツ権」という新しい人権カテゴリーが唱導され、永井憲一の一連の論文、（「国の「文化」としてのスポーツ」『スポーツ法学会年報一号』一九九四年、「権利としてのスポーツ」『スポーツ・ジャーナル』九七年七月、「提言・スポーツ基本法要項案」『日本スポーツ法学及び年報五号』九八年八月）のほか、伊藤堯『体育法学の課題』（道と書院、一九八〇年）、伊藤進・佐藤孝司『スポーツ・体育事故判例の研究』（道と書院、一九九五年）、濱野吉生『体育・スポーツ法学の諸問題』前野書店一九八三年。千葉正士・濱野吉生『スポーツ法学入門』体育施設出版、一九八五年、伊藤進・織田広子編・『解説学校事故』（三省堂、一九九二年）を輩出して、ついに一九九二年にはスポーツ法学会（会長千葉正士）が設立されるに至っている。そして学校スポーツ事故も再検討されるようになった。すなわちレスリングについては、①マット上で行うこと、②互いの体重が同ウェイトであるべきこと、③審判が立ちあい（三名）時間内（三分）、ポイントを表示すること、④禁じ手を行なうことは許されない。⑤決められたウェアとシューズをはくこととなった。

本件の場合、Aが追及されたのは③だけであり、他はすべてBのルール違反である。スポーツ法学上の事故としてもきわめて特異なものといわざるを得ない。

〈注1〉

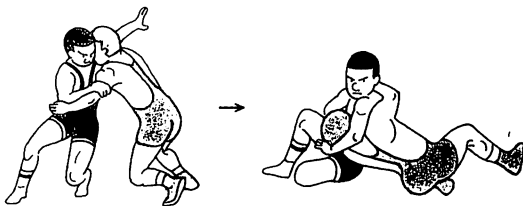
松浪健四郎『基本を学ぶための新レスリング教室』ベースボールマガジン社・一九九〇年刊九十四頁〜九十五頁によると次の記述がある。

投げ技の中でもポビュラーな技術。比較的優しい印象を受けるので、試合ではひんぱんに用いられます。また、現行ルールでは、投げ技の失敗はハンディとならないだけに、技のかけ得となり、よけいに用いられる傾向にあります。

まず相手の後頭部の下方から首の後ろにかけての部位にヒジをかけて、自分の胸元の横に引きつけます。片方の引き手となる手は、自分の脇に引き込んでかかえこむように固定させ、上腕を軽く握ると同時に、首を取っている方の足を、相手の足元まで踏み込みます。そして自分の尻を相手の腰より下におくか、あるいは腰横下に出します。当然、踏み込むと同時に反対の足を送り込んで、投げに加速を加えねばなりません。

上体をつつみ込むように引きつけるのも重要ですが、腰をうんと落として飛び込むのも大切です。投げるのはヒザのバネを使い、自分の体を回転させることによって可能となります。

これらの動作をいかに速く、スムーズにできるか。しかも自分のバランスを崩さず、スピードをつ



首投げ(1)

けることができるか。これらは打ち込みの反復練習によって克服できるでしょう。

首投げは、相手の姿勢が高いとき、腰が樺立ちになっているとき、組み手争いに夢中になっているときなどに効果的です。確実に3ポイント奪取できるにとどまらず、相手が強引に前へ、前へと出てくる出鼻をくじくにも効果があります。

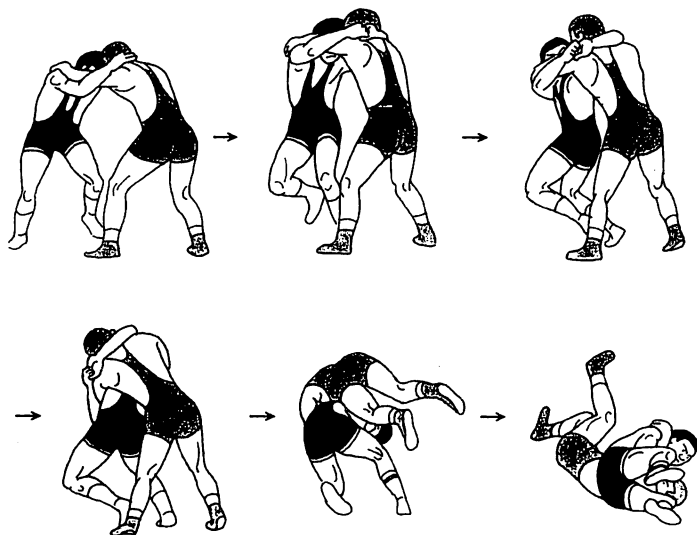
積極的に多彩な攻撃が要求される現行ルールでは、首投げの連発はそれほど好感をもたれないけれども、相手の体勢いかんではポイントにつながります。

首投げのキーポイントは、引き手を完全に殺すこと。つきには自分の体をす早くねじることでしよう。しつこくねじることを忘れず、途中であきらめないようにします。引き手さえ殺しておけば、相手はそのねじりについてきます。

また大切なことは、投げたのち、返されないように注意することです。投げ終ってマットについたなら、すぐに首を巻いていた手をテコにして、返されないように伸ばします。練習では、一貫してそこまです通して学ぶべきで、たんに投げる技術だけを手中にしても、好ましいものではありません。投げ終ったあとが問題なのです。

首投げの種類も豊富です。自分の体にあった技術を身につけるように努力してほしいものです。

また、左右の首投げができるようになると、効果は倍加します。首投



首投げ(2)

確実に

げにかぎらず、投げ技は左右どちらからでも打てるクセをつけておきたいものです。もちろん、タックルや他の技術も同じです。レスリング技術は、左右どちらからでも使えると苦手をなくしますし、それが一つのフェイント技術ともなります。

自分は右利きだけれど、最初、左から首投げに入ると見せかけ、すぐに右の首投げを打つという具合に、相手に錯覚を与えることも技術展開のうえで重要です。

〈注2〉

(資料提供は美崎邦子氏による。)

神田喜二郎・山本 真(監修)、大谷 清 編集 「骨折・外傷シリーズ4 脊椎の外傷その2」『南江堂』

脊椎脱臼

(脊椎脱臼) 脊椎の脱臼は多くの場合、脱臼骨折の型をとる。骨折を伴わないものは、頸椎に多い。単純脱臼にしても、脱臼骨折にしても脊椎の機能障害が発生しうる。脊椎脱臼の場合の表現は骨盤を中枢とする。脱臼は頸椎に多く症状は一般に強烈である。患者の取り扱いには慎重であるべきで変形を不用意に矯正しようとすれば脊椎損傷を来す危険がある。

脊椎骨折

【頸椎骨折】 好発部位は第五〜七頸椎の高さであり、単独で圧迫骨折をおこすことは非常に少なく、ほとんど脱臼骨折のかたちをとる。頸髄麻痺症状が発生するため、四肢麻痺がおこる。第四頸髄節以上の損傷では、横隔膜麻痺のため、呼吸停止がおこって死亡するが、第五頸髄節以下では胸式呼吸が障害される。頸髄損傷時には特有な症状として体温の異常上昇・異常下降をみることもあり、予後不良を示す。頸髄下部損傷のときには、交感神経麻痺のためホルネルHorner症候群(眼瞼裂隙の狭小、瞳孔縮小、眼球陥没)を

みることがある。特殊な損傷として中心性頸髓損傷があり、上肢麻痺に比べて下肢の運動麻痺が軽度である。

脊髄損傷

脊髄損傷の形式は、振盪・圧迫・挫傷の三つがあるが、脊髄実質の挫傷は重度の機能障害である四肢麻痺を併発する。とくに胸腰椎移行部が最も多く、下部頸椎部がこれにつぐ。受傷すると、脊髄ショック期 spinal shock となり、受傷髓節を含め、その末梢の全反射は消失する。この期間を経て反射の回復がおこり、回復期にはいる。全麻痺のときは伸展拘縮、不全麻痺のときは屈曲拘縮をとることが多い。

治療の原則は、早期リハビリテーション・膀胱管理・褥瘡予防につきる。とくに残存機能をより以上に増強することが社会復帰のきぎとなる。

